

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 法律は万能か



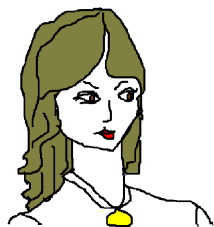
法律は市民が生きていく上でのルールや判断基準をまとめたものです。

法律がいつでもすべての問題を解決してくれるといいのですが、世の中の移り変わりとともに必要となるルールや基準も変化しますので、その分法律にも足りないところが出てきます。

世の中の移り変わりに法律がなかなか追いついていかない、と言った方がいいでしょう。法律学者は法律を研究することで、裁判官は裁判例を積み重ねることで法律の足りないところをなくそうとします。学者と裁判官の意見がうまくかみあえば市民生活に適した法律改正案ができあがっていきます。

法律改正案は国会で決議されることにより本物の法律となりますが、10年以上前に出された改正案が、未だに国会で決議されていない例もあります。

① 家庭裁判所のはたらき



家庭裁判所の役割は、家庭をめぐる事件に対して「市民の後だてとなって調整やアドバイスを行うこと」とされています。調整やアドバイスをするとき、関連する法律を参考にすることは当然ですが、個別の事情をどれだけ配慮するかは裁判官個人の考え方に任されています。

似通ったケースには同じ判断が下されてこそ、公平であるべき裁判所の役割が果たされると思われませんが、裁判官個人の持つ道徳心や、裁判官個人の描く家族像の違いによって、両極端の答が出る場合もあります。

家庭裁判所の調停は、最後は裁判官が調停案を示しますが、前半は民間から選任された二人の調停委員が申立人と相手方の言い分を聴いて、「お互いにこの辺で折り合ってはどうか」と提案をするのが一般的です。裁判よりもさらに個人の考え方の違いが出ることになります。

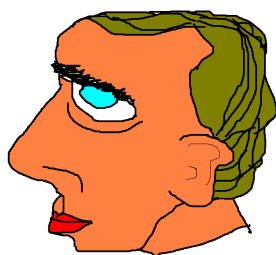
❶ 「法律はこうなっています」

「どうすれば自分が抱えている問題を解決できるのか？」

悩みを抱えて訪れる依頼者に、法律家はともすれば法律書に書かれていることをそのまま答えます。答が間違っているわけではないとしても、それだけで終わっては訪ねてきた依頼者の問題は解決されないままです。

依頼者が知りたいのは、法律がどうなっているかではなくて(むしろ依頼者にはそんなことはどうでもよくて)、自分の抱える問題が解決できるかどうかなのです。法律家の仕事は、法律をよく知った上で依頼者の話をよく聴いて、依頼者にとってよりよい解決策を導き出すことだと言えます。

一方で依頼者の抱える問題のうち法律的に明らかに不利な面がある場合、法律家はそれを依頼者に正確に伝えなければなりません。とりあえず依頼者を安心させるために、不利な部分を伝えないとか、あいまいな表現で依頼者に期待を持たせることなどは、けして依頼者のためになりません。



依頼者が、自分に都合の悪いことは伏せておく、事実をありのままに言わない、ということは少なからずあります。これは、できるだけ自分にとって有利な結果が欲しいという依頼者の心理なのでしょう。しかしながら、法律家は依頼者からの情報を整理し、事件の全体像を描き、そこから解決策を提案しますので、事実と違う情報の提供は法律家の判断を誤らせることとなります。依頼者にとっていいことはなにもないので、依頼者が事実をありのままに話すことが解決への近道です。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com